（保険業法施行規則の一部改正）

第五条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第十四条の四**　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 ［一～四十一　略］ 四十二　法第三百三十三条第一項第六号（電磁的記録に記録された事項を表示する措置） **第十四条の九の二**　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を当該電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。 一　法第百十一条第四項（法第百九十九条及び第二百七十二条の十七において準用する場合を含む。） 二　法第二百七十一条の二十五第三項（法第二百七十二条の四十第一項において準用する場合を含む。） 三　法第三百十七条第一号の二（保険会社の子会社の範囲等） **第五十六条の二**　法第百六条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～十四　略］	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第十四条の四**　［同上］ ［一～四十一　同上］ ［号を加える。］ ［条を加える。］ （保険会社の子会社の範囲等） **第五十六条の二**　［同上］ ［一～十四　同上］

十五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業 ［十六～二十六　略］ ［2～10　略］ ［条を削る。］ **第五十九条の六**　［略］（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第百四十三条の二**　［略］ ［2～4　略］ ［項を削る。］ （業務、経理に関する規定の準用） **第百六十条**　第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の六の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本	十五　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 ［十六～二十六　同上］ ［2～10　同上］ **第五十九条の六**　法第百十一条第四項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 **第五十九条の七**　［同上］（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第百四十三条の二**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　法第百九十九条において準用する法第百十一条第四項に規定する内閣府令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 （業務、経理に関する規定の準用） **第百六十条**　第四十九条、第五十条、第五十二条の五から第五十三条の三の三まで、第五十三条の四（第二項を除く。）、第五十三条の六から第五十三条の十二の二まで、第五十四条の四から第五十四条の七まで及び第五十九条の七の規定は外国保険会社等について、第六十二条の規定は外国保険会社等が契約者配当を行う場合について、第六十三条の規定は外国保険会社等が公正かつ衡平な契約者配当を行うために日本において設ける勘定について、第六十六条の規定は外国保険会社等が日本において積み立てる法第百九十九条において準用する法第百十五条第一項の価格変動準備金について、第七十一条の規定は外国保険会社等が日本